

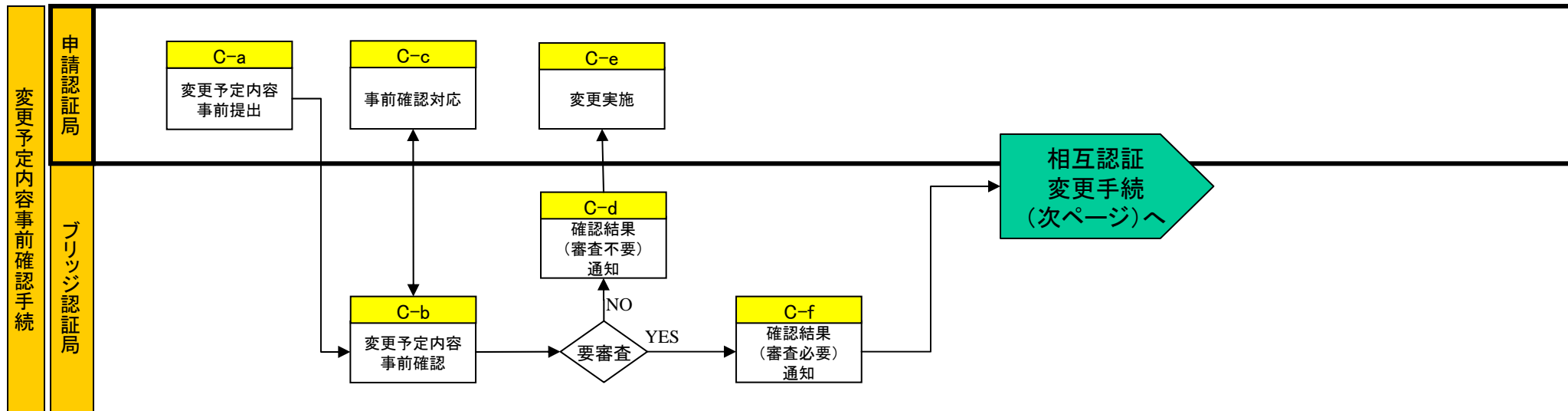
相互認証変更手続<民間認証局>

1. フロー(1/2)

■ 変更予定内容事前確認手続

変更予定内容確認手続

確認結果通知手続

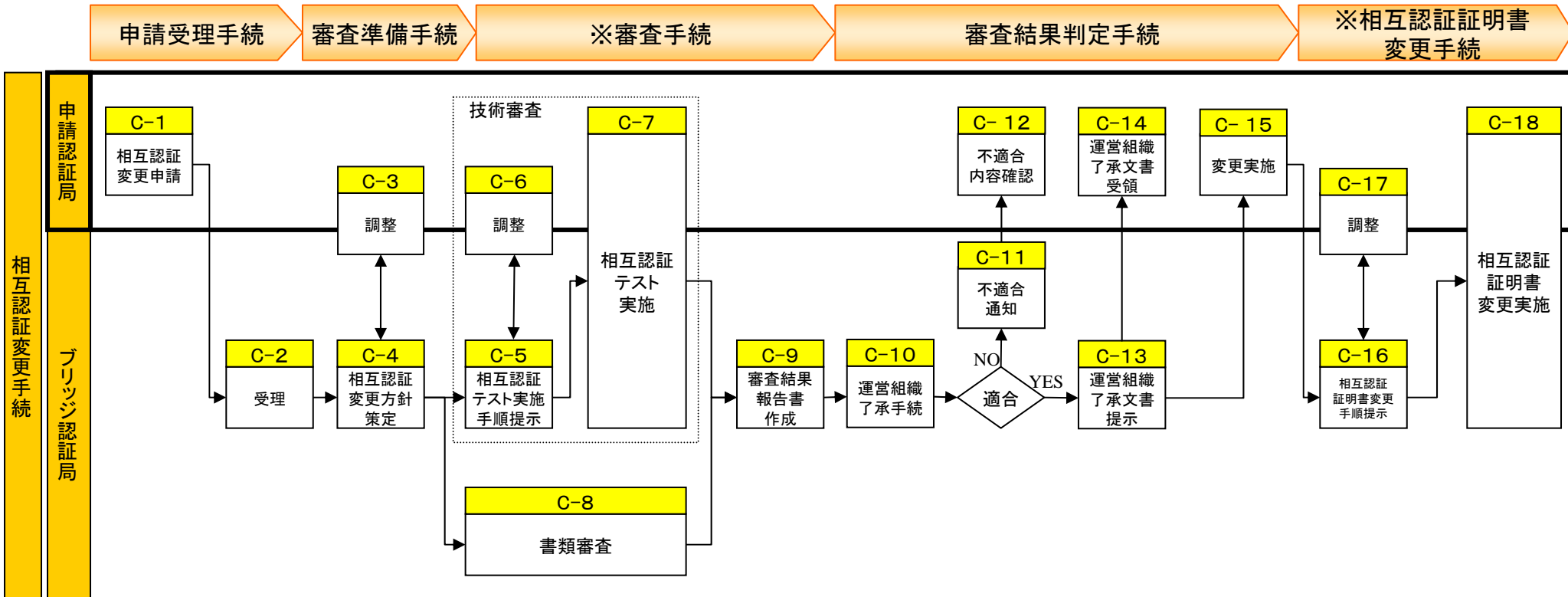


※変更予定内容確認手続において審査が必要と判断された場合のみ、次ページの「相互認証変更手続」を実施する。

相互認証変更手続<民間認証局>

1. フロー(2/2)

■ 相互認証変更手続



※「審査手続」及び「相互認証証明書変更手続」については、変更の内容に応じて実施する。

相互認証変更手続<民間認証局>

2. 手順(1/4)

■ 変更予定内容事前確認手続

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
■ 変更予定内容事前確認手続					
変更予定内容確認手続	C-a	変更予定内容事前提出	申請認証局	<p>認証業務に係る技術面又は運用面の変更を発意した場合、変更実施前に変更予定内容をブリッジ認証局に提出する。</p> <p>■ 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更予定事項事前確認表(電子媒体を提出のこと) 必要に応じて、その他書類の提出を求める。 <p><input type="checkbox"/> 提出窓口 総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室</p> <p><input type="checkbox"/> 提出方法 手交又は郵送による。 →手交の場合:申請書に記載する担当者が、上記提出窓口へ直接提出するものとする。なお、本人確認のため、提出時には本人であることを証明する公的な証明書等(※1)の提示を求める。 →郵送の場合:書留郵便に限る。</p>	※1 以下に示すものとする。 ア 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券、官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、外国人登録法第五条に規定する外国人登録証明書又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二の様式によるものに限る。) イ 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上 ウ イに掲げる書類のいずれか一と会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書(第一号に掲げるものを除く。)であって写真をはり付けたもののいずれか一以上
	C-b	変更予定内容事前確認	ブリッジ認証局	提出された変更予定内容を確認し、審査の必要性の有無を判断する。	
	C-c	事前確認対応	申請認証局	変更予定内容の確認に際し、ブリッジ認証局からの確認事項への回答等対応を行う。	
確認結果通知手続	C-d	確認結果(審査不要)通知	ブリッジ認証局	変更予定内容の確認の結果、審査の必要性が認められない場合、その旨を通知する。	
	C-e	変更実施	申請認証局	ブリッジ認証局より確認結果(審査不要)通知を受け取った場合、当該変更を実施する。	この場合、「相互認証変更手続」は不要。
	C-f	確認結果(審査必要)通知	ブリッジ認証局	変更予定内容の確認の結果、審査の必要性が認められる場合、その旨を通知する。	

相互認証変更手続<民間認証局>

2. 手順(2/4)

■ 相互認証変更手続

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
■ 相互認証変更手続					
申請受理手続	C-1	相互認証変更申請	申請認証局	ブリッジ認証局より確認結果(審査必要)通知を受け取った場合、相互認証変更申請書を添付書類とともに、提出窓口に提出する。 ■ 提出書類 1. 相互認証変更申請書 2. 代表者の印鑑証明書(原本1通) 全て紙媒体で1部提出すること。 必要に応じて、その他書類の提出を求める。 <input type="checkbox"/> 提出窓口 総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室 <input type="checkbox"/> 提出方法 手交又は郵送による。 →手交の場合:申請書に記載する担当者が、上記提出窓口に直接提出するものとする。なお、本人確認のため、提出時には本人であることを証明する公的な証明書等(※1)の提示を求める。 →郵送の場合:書留郵便に限る。	変更内容に応じ、以下の書類の提出を求める。 3. CP/GPS 4. 事務取扱要領等(※2) 5. 審査基準に対する書類対応表 なお、3～5については電子媒体も提出すること。 ※2 文書内で他の文書を参照している場合は、参照先文書も提出すること。
	C-2	受理	ブリッジ認証局	申請認証局より提出される相互認証変更申請に係る提出書類を受理する。技術審査が必要な場合、申請認証局に対し、相互認証テスト仕様を提示する。 ■ブリッジ認証局からの提示書類技術審査が必要な場合) ・相互認証テスト仕様書	受理した書類は返却しない。 なお、技術審査が必要な場合のみ相互認証テスト仕様書を提示する。
審査準備手続	C-3	調整	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証証明書変更までの全体スケジュール、実施体制、連絡窓口、相互認証変更審査範囲等について、ブリッジ認証局との間で調整を行う。	必要に応じ、打ち合わせ等を行う。
	C-4	相互認証変更方針策定	ブリッジ認証局	申請認証局との調整結果(相互認証証明書変更までの全体スケジュール、実施体制、連絡窓口、相互認証変更審査範囲等)を、相互認証変更実施方針としてまとめる。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証実施方針書	

相互認証変更手続<民間認証局>

2. 手順(3/4)

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
審査手続	C-5	相互認証テスト実施手順提示	ブリッジ認証局	申請認証局に対し、相互認証テスト実施手順を提示する。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証テスト実施手順書	
	C-6	調整	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証テスト実施日時詳細、実施手順についてブリッジ認証局との間で調整を行う。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証テスト実施事前確認書	必要に応じ、打ち合わせ等を行う。
	C-7	相互認証テスト実施	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証テスト実施手順書及び相互認証テスト実施事前確認書に基づき、相互認証テストを実施する。相互認証基準に対する技術面での適合性を確認する。	
	C-8	書類審査	ブリッジ認証局	申請時提出書類を審査し、相互認証基準に対する運用面での適合性を審査基準に基づき確認する。	必要に応じ、書類の追加提出、説明等を求める。
	C-9	審査結果報告書作成	ブリッジ認証局	相互認証変更審査結果報告書(ブリッジ認証局における審査結果判定手続用)を作成する。	
審査結果判定手続	C-10	運営組織了承手続	ブリッジ認証局	ブリッジ認証局運営組織において、相互認証変更審査結果を判定する。	
	C-11	不適合通知	ブリッジ認証局	相互認証変更審査結果を「不適合」と判定した場合、申請認証局に対し不適合の内容を通知する。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・不適合通知書	
	C-12	不適合内容確認	申請認証局	不適合の内容を確認する。	
	C-13	運営組織了承文書提示	ブリッジ認証局	相互認証変更審査結果を「適合」と判定した場合、申請認証局に対し「運営組織了承文書」を送付する。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・運営組織了承文書(相互認証変更了承について)	
	C-14	運営組織了承文書受領	申請認証局	「運営組織了承文書」を受領する。	
	C-15	変更実施	申請認証局	「運営組織了承文書」を受領した場合、当該変更を実施する。	

相互認証変更手続＜民間認証局＞

2. 手順(4/4)

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
相互認証証明書変更手続	C-16	相互認証証明書変更手順提示	ブリッジ認証局	ブリッジ認証局より申請認証局に対し、相互認証証明書変更手順を提示する。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証証明書変更手順書	
	C-17	調整	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証証明書変更日時詳細、変更手順についてブリッジ認証局との間で調整を行う。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証証明書取り交し事前確認書	必要に応じ、打ち合わせ等を行う。
	C-18	相互認証証明書変更実施	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証証明書変更手順書及び相互認証証明書取り交し事前確認書に基づき、相互認証証明書を変更する。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証証明書発行依頼書兼報告書(ブリッジ認証局) ・相互認証証明書受領書(ブリッジ認証局) ■提出書類 ・相互認証証明書発行依頼書兼報告書(申請認証局) ・相互認証証明書受領書(申請認証局)	